

京都府情報公開・個人情報保護審議会（第1部会）議事要旨

1 日時

令和5年12月20日（水）午前9時30分から午前11時30分まで

2 場所

京都府庁旧本館 2階 会議室2-N

（京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町）

3 出席委員

山本 克己 部会長

奥野 美奈子 委員

原田 大樹 委員

宮本 恵伸 委員

山舗 恵子 委員

4 会議に付した案件

(1) 府営住宅入居者に係る個人情報請求事案

ア 「開示」（防犯カメラ）①

イ 「開示」（防犯カメラ）②

ウ 「開示」（文書）

エ 「利用停止」

(2) 日報等文書事案

(3) 人事関係文書開示請求事案

(4) 被収容者関係文書事案

(5) 元講師関係文書事案

ア 治療関係書類に関する情報公開請求及び個人情報開示請求

イ 議事録関係書類に関する情報公開請求及び個人情報開示請求

5 議事の概要

(1) 府営住宅入居者に係る個人情報請求事案

ア 事案の概要

（ア）「開示」（防犯カメラ）①

「令和元年12月2日から同末日までの審査請求人に係る記録情報と、令和2年1月1日から同末日までの審査請求人に係る記録情報」の個人情報開示請求に対

し、個人情報不開示決定を行ったところ、本件処分を取り消し、対象個人情報等の開示を求める審査請求がなされたもの

(イ) 「開示」（防犯カメラ）②

「令和2年10月23日から同12月末日までの審査請求人に係る記録情報」の個人情報開示請求に対し、個人情報不開示決定を行ったところ、本件処分を取り消し、対象個人情報の開示を求める審査請求がなされたもの

(ウ) 「開示」（文書）

「令和元年7月1日から令和2年4月28日までに審査請求人が開示請求した個人情報及び公文書の受付控の全て、これに係る開示請求で延長した日数が必要であった具体的な事実全て」に係る個人情報開示請求に対し、個人情報開示決定を行ったところ、本件処分を取り消し、開示していない対象の個人情報及び文書を開示するまでに延長が必要であった具体的な事実を示す文書の開示を求める審査請求がなされたもの

(エ) 「利用停止」

「平成28年1月1日から利用停止請求日までに京都府営住宅家賃減免のために府が取得した民生委員状況確認書」に係る個人情報利用停止請求に対し、個人情報利用不停止決定を行ったところ、本件処分を取り消し、対象個人情報の利用を停止するよう求める審査請求がなされたもの

イ 審議結果

答申案の検討を行い、確定することとした。

(2) 日報等文書事案

ア 事案の概要

京都府警察が保有する日報等文書について行った保有個人情報開示請求に対し、警察本部長による部分開示決定の取消しを求める審査請求がなされたもの

イ 審議結果

審査請求人の口頭意見陳述の対応について審議の上、意見交換を行った。

次回、答申案の検討を行うこととした。

(3) 人事関係文書開示請求事案

ア 事案の概要

府職員からなされた、自身の昇任・昇格に係る人事関係文書に係る個人情報開示請求に対し、人事に係る個人情報は開示請求の対象外となることを理由に不開示決定（不存在）を行ったところ、本件処分を取り消し、対象個人情報等の開示を求める審査請求がなされたもの

イ 審議結果

前回審議会における質問事項への説明の聴取、質疑及び意見交換を行った。

次回以降、引き続き検討することとした。

(4) 被収容者関係文書事案

ア 事案の概要

審査請求人本人が警察署において留置されていた間の、審査請求人に係る映像、所持品に関する記録、買い物や診療要請の際記載した用紙、動静記録等の開示を求めた個人情報開示請求に対し、これらの情報は、司法警察職員の処分に係る情報に該当し、京都府個人情報保護条例第31条第2項第1号の規定により個人情報開示請求等の適用除外となることを理由に不開示決定処分としたことについて、同条の適用は限定的にすべきとして、処分の取消しを求める審査請求があつたもの

イ 審議結果

諮問庁の説明の聴取、質疑及び意見交換を行つた。

次回以降、引き続き検討することとした。

(5) 元講師関係文書事案

ア 治療関係書類に関する情報公開請求及び個人情報開示請求

(ア) 事案の概要

京都府立医科大学において実施された特定の方の手術に係る医療事故に関する文書についての公文書公開請求に対し公文書非公開決定処分（公開請求拒否）及び公文書非公開決定処分（不存在）を、同文書についての個人情報開示請求に対し個人情報開示決定処分及び個人情報不開示決定処分（不存在）をしたことについて、処分の取消しを求める審査請求がそれぞれあつたもの

(イ) 審議結果

事務局による事案の説明・質疑及び意見交換を行つた。

次回以降、引き続き検討することとした。

イ 議事録関係書類に関する情報公開請求及び個人情報開示請求

(ア) 事案の概要

審査請求人本人の処分について、院内でどのような話し合いがあつたのか等が分かる文書についての公文書公開請求に対し公文書非公開決定処分（不存在）を、同文書についての個人情報開示請求に対し個人情報不開示決定処分（不存在）をしたことについて、処分の取消しを求める審査請求がそれぞれあつたもの

(イ) 審議結果

事務局による事案の説明・質疑及び意見交換を行つた。

次回以降、引き続き検討することとした。